

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日 時

平成28年1月20日（水）

開会 13時30分

閉会 14時14分

## 2 場 所

教育委員室

## 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、柏木康恵委員、山口千代己教育長

欠席委員 岩崎恭典委員

## 4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 信田信行、次長（教職員担当）木平芳定、

次長（学校教育担当）山口顕、次長（育成支援・社会教育担当）中嶋中

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 中西秀行、班長 前川幸則、主幹 美濃泰夫、

主事 川上裕正

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 岡村芳成、主幹 大屋慎一、

主幹 田中宏明、主査 佐川久美子

高校教育課 課長 長谷川敦子、主幹 萬井洋、指導主事 齋藤隆宏

## 5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第38号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第39号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第40号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

## 7 報告題件名

件 名
報告1 訴えの提起に係る専決処分について
報告2 訴訟事件の判決について
報告3 平成28年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について
報告4 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

5名中4名の委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成27年12月14日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告2は内容に個人情報が含まれるため、報告4は公表前であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第38号から議案第40号を審議し、公開の報告1及び報告3の報告を受けた後、非公開の報告2及び報告4の報告を受ける順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 議案第38号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（中西教育財務課長説明）

議案第38号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年1月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをおめくりいただき、本来ですと、1ページの規則案から順次、説明させていただくべきものでございますが、簡潔に説明をさせていただきたいと思っておりますので、9ページをおめくりいただき、9ページ以下が規則案要綱並びに新旧対照表になっておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。まず、「1 改正内容」の（1）貸与終了後、在学を理由とする返還猶予が途中で終了した場合にも、返還を半年間据え置くことができるよう改めるということで、これは「2 改正理由」にありますとおり、返還猶予を受けていた者が、その猶予事由が途中で終了した場合

にも、通常の貸与終了時に付与される6か月間の据置期間を適用できるようにするためということで、普通の卒業等で返還が始まる場合には、生活が安定するまで6か月間の据置期間を設けておりますが、途中で返還猶予が切れてしまった場合には、ただちに返還させるという規定になっておりましたので、そこにも6か月の据置期間を設けるものでございます。

改正内容の(2)貸与の打ち切りの要件に該当することが見込まれるものについて、貸与を休止できるように改める。この改正理由は2の(2)にございますが、貸与の打ち切りに該当することが見込まれるものうち、打ち切りの是非を決定するまでに一定の期間を要するものについて、貸与の休止ができるようにするためでございます。これについては、具体的には本人の死亡、失踪等による処分等の場合に、本人からの申請等がない場合、現在の規定ですと貸与の休止、打ち切りができない形になっておりますので、その場合、またその期間に貸与された奨学金の返還等ということにもなっておりますので、一時的に休止ができる規定を今回整備するものでございます。

改正内容の(3)保護者及び連帯保証人を変更する際に提出する「変更届」を「連帯保証人等変更申請書」に改める。これは、改正理由の(3)にあるとおり、連帯保証人の変更は契約事項であり、双方の合意により成立する事項であることから、届け出から申請に改めるものでございます。旧来ですと、行政手続きの関係で届け出の不受理という形もありましたが、現在、届け出の不受理というのは極力しないことになっておりますので、このように契約事項ということに、改めさせていただくものです。

(4)は、その他の様式等の所要の変更をさせていただくものです。

「3 施行期日等」、平成28年2月1日から施行する。(2)施行の際に現に改正前の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の規定に基づき提出された申請書とみなすということで、以上のとおり、貸与制度の大きな変更ではなく、運用上の事務改善が中心でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

## 【質疑】

委員長

奨学金貸与の一部規則改正があります。委員の方、質問はよろしいですか。

森脇委員

改正理由の(2)のところに、「一定の期間」という言葉がありますが、この一定の期間というのは、打ち切りの是非を決定するまでにと書いてあるので、その審査みたいな期間のことを言っているんですね。ということは、事案によって期間は変わってくるのではないかと思えますが、一定の期間というふうに書いてあるのはどういう理由からでしょうか。一定の期間というのは、決まっているわけではなく事案によって変わるという意味合いを含んでいると。

教育財務課長

そうです。そういう意味合いです。審査会がございまして、そこで打ち切りを審査します。

委員長

よろしいですか。私、2点あるのですが、今日は1月20日、2月1日からやりたいということですね。結構時間が、今日決めてから施行までないという感じが、何かこれは理由があるのかなということが1点と、もう1点は、三重県だけがこういう改正するのか、ほかの都道府県はどうですかということ、この2点、お尋ねしたいのですが。

教育財務課長

最初の1点目ですが、各中学校における説明とか、この資料の配付は2月が中心になりますので、今日20日で2月1日からというのでかなり急施ということにはなりますが、特に不利益処分等を行うわけではございませんので、この2月にさせていただきます。

それから、全国等の状況ですが、もともとは旧日本育英会からの資金がこの奨学金のもとにはなっておりますが、その資金は国から来た後は、県のほうでそれぞれ規則を定めて運用することになっておりますので、それらの事務的な細部については、各県で様々でございます。

委員長

ほかにはご意見ないですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第39号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（小見山教職員課長説明）

議案第39号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年1月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

最初に9ページをご覧ください。教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱をお開きください。1に今回の改正理由を書かせていただいております。幼保連携型認定こども園制度の開始に係る「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」、これは文科省の関係ですけれども、その施行に伴い、県の教育委員会の教育職員免許状に関する規則の規定を整備するというもので、法改正、省令改正に併せてこちらの規則を整備するというものです。

主な改正内容ですが、新たな「幼保連携型認定こども園」の創設に伴って、規定を整備します。2つ目が、その他の規定を整備します。

1ページをめくっていただきまして、新旧対照表のところでも少しご説明をさせて

いただきます。

最初に、一番右端の条文のところ、免許法施行規則第38項ですけれども、これは平成25年度の改正のときに、項ずれの部分を変更させていただいておりましたが、そこで少し漏れがあった分ということで、今回、併せて改正させていただきます。

今回の法の改正に伴う主な部分での改正の分ですが、第12条、「申請書類の提出」の下線の部分です。この部分で「市町の長」を加えさせていただきます。この意味ですが、今回、幼保連携型認定こども園という新しいものが、教育免許法上という学校の中に含まれることになりまして、この幼保連携型認定こども園というのは、教育委員会だけではなく、市町長部局が担当していることもございますので、そういう形で免許状のことを提出するときに、教育委員会だけではなく、市町の長ということも必要ということで、これも省令等に基づく改正ですが、同様な形で改正させていただくものでございます。

第23条第3項の部分については、身体に関する証明書の言い回しが少し分かりにくかったものを改正するもので、証明書は医師が作成したもの又は所属長が作成し、実務証明責任者が証明したものであるということで、現行は医師が作成したものについても実務担当者が証明したものと読めてしまいますので、少しその部分について修正させていただく意味での改正でございます。

それと、12ページからそれ以降、ずっと資料をつけさせていただいていますが、これはそれぞれ様式の部分の変更で、例えば12ページを見ていただきますと、細かいところで非常に恐縮ですが、現行ですと教育委員会「あて」という形になっているものを「宛て」と直したり、これは文書として正式な形となりますので、少し様式等について修正をさせていただいているものがほとんどでございます。

今回の規則案の改正については、以上ということで、具体の規則案につきまして、1ページのところで縦書きになっておりますが、そういう形でおおむね4つの項目について書かせていただいております。

#### 【質疑】

委員長

幼保連携型認定こども園の創設に伴っての規定の整備、あるいはその他の整備ということで、よろしいですか。

森脇委員

幼保連携型認定こども園の創設に伴ってということの意味がよく分からないんですが、2つあって、1つはまず幼保連携型認定こども園の創設と規定改正がつながっているのかということと、もう1つは、幼保連携型認定こども園というのは、幼稚園免許と保育士の免許と両方とも必要なのか。それとも、一方だけでもいいのかということに、これは基礎知識ですが、教えていただきたい。

教職員課長

幼保連携型のこの部分ですが、新しく保育教諭という形で幼保連携型の保育園の者については、免許が必要となります。それは新しい免許ですが、基本的に保育士

の免許と幼稚園の免許が両方要るということで、今、どちらかしか持っていない方は、経過期間はありますが、その間に取っていただく必要があるということで、今回、教育免許法にこれが位置づけられて、幼稚園教諭の免許を取っていただくときに必要となるということで、学校の中に位置づけられて、この免許法改正の中の部分で扱うことになったところです。

柏木委員

幼保連携型認定こども園の三重県で設立される見込みはどうでしょうか。

教職員課主査

幼保連携型の認定こども園は、県内に4ヶ所か5ヶ所ぐらいあると思います。

柏木委員

これから増えていく見込みでしょうか。

教職員課主査

今、市町の方とお話ししていても、今後、移行していくことを前提にということ考えてみえるという話は聞いていますが、今、どこかという具体的な話まではお聞きしてないです。

委員長

あとはよろしいですね。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

#### 議案第40号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案

(公開)

(小見山教職員課長説明)

議案第40号 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案  
教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成28年1月20日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、9ページをお開きください。教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則案要綱ということで、お示しをさせていただきます。改正理由ですが、幼保連携型認定こども園制度の開始及び免許状更新講習の見直しに係る「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」及び「免許状更新講習規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、教育職員免許状の更新等に関する規則の規定を整備するものでございます。

改正内容ですが、新たな「幼保連携型認定こども園」の創設に伴っての規定の整備と、免許状更新講習における選択必修領域の導入に伴いまして、様式の整備をさ

せていただいております。具体的なところとして11ページの新旧対照表をお願いいたします。下線を引かせていただいている部分が改正部分で、追記の部分で幼保連携型認定こども園というのを追記させていただくとともに、それ以外は、今までは設置する学校法人という形でさせていただいておりましたが、この認定こども園については、社会福祉法人からの移行というのもございますので、それを、それぞれの項目に追記させていただきました。

それと、13条の最後のところには、書類の提出については、「市町の長」というのを追記させていただいたのが改正部分でございます。

次のページは、これも更新講習の変更による様式の変更ですが、12ページで一番下の部分ですが、講習の変更に伴いまして、改正案のところでは必修領域、選択必修領域、選択領域という形でそれぞれ分けて書かせていただくという様式に変更させていただきます。

同様の様式の変更が、例えば20ページの第5号様式でも同様な形での変更をさせていただいていたり、あと一部、先ほどと同様に字句の修正をさせていただいているところがあり、「宛て」の箇所について変更させていただいております。

#### 【質疑】

委員長

先ほどと関連するようなことですが、よろしいですか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

##### 報告1 訴えの提起に係る専決処分について (公開)

(中西教育財務課長説明)

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)の専決処分を知事が行ったことを、別紙のとおり平成28年三重県議会議定例会2月定例会議へ報告するので、報告する。平成28年1月20日提出 三重県教育委員会事務局 教育財務課長。

1ページをご覧ください。県は、次の者を相手として三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行いました。その経緯は、次のページの「参考資料1」のとおりです。三重県高等学校等修学奨学金返還金の貸付対象者の滞納に伴い、三重県教育委員会ではこれまで、当該対象者に対し、電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、納付を促してきました。

当案件につきましては、平成26年4月から、債権回収会社(サービサー)に債権の回収を委託し、対応をしてきました。しかし、滞納額の一部が納付されたのみで、納付の連絡等もなく、督促にも応じないことから、平成27年2月に知事名で最終催告を行いました。指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に

基づく支払督促申立手続を、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に行いました。当該手続は平成27年10月23日に行いましたが、平成27年11月7日に相手方から分納を希望する旨の異議申立てが裁判所に提出されましたので、申立時に遡って訴えの提起をしたとみなされることとなりました。

相手方につきましては、先ほどの別紙記載の2名でございます。専決処分の日は、支払督促を申し立てた日である平成27年10月23日になります。

今後の対応につきましては、県では支払督促に係る訴えの提起につきましては、議会から知事への委任専決事項に指定されているため、申立日に遡って専決処分を行ったとして、次回の議会に報告することになります。今後は、裁判で相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めています。

なお、支払督促制度の概要等は、「参考資料2」のとおりになっております。

#### 【質疑】

委員長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

#### 報告3 平成28年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について（公開）

（小見山教職員課長説明）

報告3 平成28年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

平成28年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成28年1月20日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページをお願いいたします。平成27年11月2日の定例会で報告させていただいた実習助手の選考試験の結果についての報告をさせていただきます。試験を12月19日にさせていただきました。試験の内容は、筆答試験、小論文、面接という形です。結果については、1ページの表のとおりとなっております。採用見込数はトータルで11としたところです。申込者数は全体で43、受験者数は36、最終合格は9名と、採用見込数を11と見込んでおりましたが、農業の3名のところが最終合格が2名と、家庭の2名のところが1名と、採用予定を下回る形になりますが、9名の合格としたところです。

#### 【質疑】

委員長

ご質問はよろしいですか。

柏木委員

どうして11の見込数に対して合格者は9になったのかというところだけ教えてください。



教職員課長

まず、一番下の家庭については、採用見込数2に対して、応募があったのも、受験者も2名ということでしたが、少し成績が振るわなかったというところですが、農業についても、採用見込数3名のところを9名の方に申し込んでいただいて、8名の受験者でしたが、残念ながら成績の基準にまで届かなかったということで2名となりました。

柏木委員

それは少なくとも、職務上大変になるということはないのでしょうか。

教職員課長

今回確保できなかった分については、期限付実習助手職員での対応をさせていただき、また来年に向けてと考えております。

委員長

見込数に対して合格者が少ない。再募集みたいなものはないんですか。

教職員課長

年1回の試験とさせていただきます。

委員長

そうすると、あてにしてみえたところには十分行き渡らないのでは。

教職員課長

実習助手は、正規の職員と期限付実習助手職員で担っていただいております、計画的に正規職員の採用計画を組んでいるところですが、農業と家庭について、当初、正規職員だと思っていた部分が来年度は、期限付実習助手職員でお願いせざるを得ないかと考えております。

委員長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

#### ・審議事項

##### 報告2 訴訟事件の判決について (非公開)

教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。

#### ・審議事項

##### 報告4 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について (非公開)

高校教育課長が説明し、全委員が本報告を了承する。